

令和4年2月14日

課外活動団体 各位

学生支援担当副総長
佐久間 淳一

まん延防止等重点措置の延長に伴う活動時間等について

新型コロナウィルス感染症は未だ感染拡大が収まらず、愛知県ではまん延防止等重点措置が3月6日まで延長されることとなりました。それにともない、課外活動の対応についても、下記のとおり、引き続き第27報の対応をとることとしますので、各団体所属の全構成員に周知徹底いただくよう、お願ひいたします。

学内でも、1月より減ったとはいえ連日陽性者が出ていて、楽観できる状況ではありません。課外活動に関しては、全面活動停止になっている大学もある中、本学では活動停止にはせず、活動を継続できる方策を模索してきたところですが、そのためには、課外活動関係で集団的な感染が発生しないことが前提となります。多くの団体は感染防止対策を徹底してくれていますので、その点、皆さんには大変感謝していますが、残念ながら、先週、ある団体から集団で感染者が出てしましました。

課外活動の活動指針がレベル2になったことで、どの団体も多かれ少なかれ活動に影響が生じていることと思いますが、活動の内容は団体によって様々で、活動可能な範囲を一律に線引きすることは困難です。そのため、1月に出した注意喚起文書でも、各団体の活動の様態に応じて、どのような活動であれば感染のリスクを減らすことができるのか、自動的に考えて活動するよう、お願いしてきたところです。例えば、身体的な接触が避けられない活動もあるでしょうし、声を出すことが不可欠な活動もあると思います。そのような活動を行う団体にはより慎重な行動が求められます。

試験期間も終わり、これから春休みという人も少なくないと思います。春休みは、授業期間中にできない活動をするなど、課外活動にとって重要な時期であることは承知していますが、感染者がたくさん出てしまえば、活動継続自体が難しくなってしまいます。厳しい感染状況がしばらくは続く見込みであることを踏まえ、今一度、各団体の活動の様態に応じた感染防止対策を確認し、それを徹底していただくようお願いします。活動中の換気については特に注意してください。

なお、部活動と直接関係していないなくても、部活のメンバーで大勢が行動すれば、

感染のリスクを高めることになってしまいます。部活以外で大勢で行動することを避けるなど、慎重に行動してください。課外活動に伴う会食は自粛するともに、昼食時など少人数で食事をする際も、部活のメンバーかどうかに関わらず黙食を徹底するようにしてください。

記

適用期間：令和4年2月14日（月）～ 3月 6日（日）

【I】活動時間等

《学内運動施設での活動時間》

施設の利用及び鍵の返却までを19時30分までに終え、20時までには大学構内から出るようにしてください。

《運動施設以外の学内施設での活動時間》

部室での活動も含め、20時までには大学構内から出られる時間で活動を切り上げてください。

《学外での活動時間》

20時までに活動を切り上げてください。

《学内運動施設での活動範囲》

通常練習のみ可。対外試合や合同練習等は認められません。

【II】注意点

●活動前に、のどの違和感等、風邪の初期症状がないか確認し、少しでも症状があれば、活動を控えてください。

●体調不良によりPCR検査を受けることになった場合や陽性者/濃厚接触者となった場合は、本人から保健管理室へすぐに連絡してください。同時に主将や主務は状況を把握し、課外活動係へ報告してください。

- 従前どおり、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置がとられている地域で開催される大会やイベント等への参加は原則禁止です。
- 宿泊を伴う活動（合宿を含む）は原則できません。
- 課外活動に伴う会食は、人数に関わらず原則、回避してください。
- 従前からお伝えしておりますとおり、大会や演奏会の実施等、課外活動に関して相談には応じますので、不明なことがあれば、都度、課外活動係へ相談いただきますよう、お願ひいたします。

今後の状況により対応が変更となった場合は、その都度、通知します。

《問合せ先及び書類提出先》

学生支援課課外活動係

gakumu-kagai@adm.nagoya-u.ac.jp